



男女共同参画News

「一人ひとりが 支え合い 認め合い

2022.3 No.55

発行：鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室 笑顔あふれるまち かのや」をめざして

◇女性と変わる これからのワタシと鹿屋を考えるワークショップ

昨年10月から11月にかけて3回シリーズでワークショップを開催し、20代から70代までの15人が集いました。県内で活躍するゲストの話聞きながら自身を振り返り、自分のやりたいことやできることなどについて考え、参加者同士で話し合いました。



＜ゲストスピーカー＞

- 10月 2日：伊達あすみ氏
(すみとカフェ)
- 10月30日：瀬川知香氏
(暮らしの宿 福のや、)
- 11月20日：白水梨恵氏
(一般社団法人横川 kito)

＜参加者の感想＞

- ・自分のやりたいことを再確認できました。ゲストトークで、自分のやりたいことを実現させるためのヒントを得られました。
- ・ゲストの話は本当に面白くて、好奇心やチャレンジ精神をくすぐられます！テーブルの皆さんとも新たな出会いがあり、横のつながりを築けて良かったです。自分で悶々と考えていたことを、突破するヒントになりました。

◇人権・デートDV防止研修会

中学生や高校生に「他人の尊厳を傷つけるような暴力は許さない」という意識を持ち、男女の対等な人間関係について学んでもらう研修会を、令和3年度は中学校7校、高等学校3校で実施しました。講師はDV 被害者支援の会アミーチ、石走知子氏(鹿児島大学准教授)が務めました。若い世代が、デートDVの被害者にも加害者にもならないことを強く願っています。

＜生徒の感想＞

- ・自分の気持ちも、相手の気持ちも尊重することでDVをすることはなくなっていくと思いました。
- ・テレビや本などから先入観を植え付けられ、いつの間にか当たり前のように男らしさ女らしさを考えていることがあると思った。ドラマなどで当たり前のように描写されることが、デートDVとかの元になりうると思うので、自分の頭で考えることが大切だと思った。



※デートDVとは…

主に若い世代の男女間で、交際相手や元交際相手から受ける暴力のことをいいます。通常のDV(ドメスティック・バイオレンス。配偶者等からの暴力)にあるような暴力(身体的・精神的・性的・経済的暴力)に加え、相手を自分の思いどおりに支配しようとする態度、行動などが見られることがあります。

◇鹿屋市女性人材リスト登録者募集

市では女性人材リストを作成し、市の審議会等の委員や各種講演会の講師などの候補者選定等の際に活用しています。様々な分野で活躍されている多くの女性の登録をお待ちしています。自薦、他薦（本人の承諾必要）は問いません。

○対象者：20歳以上の女性 又は 20歳以上の女性で構成する団体で、次のいずれにも該当する方（又は団体）

- ・本市に居住又は通勤・通学する方や市内の団体
- ・各分野（教育・福祉・芸術・スポーツ等）において、専門的知識若しくは活動実績のある方や団体又は有資格者
- ・市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる方



▲市ホームページ

○登録方法：「女性人材リスト登録票」を市民課男女共同参画推進室へ提出（E-mail、郵送、FAXでも可）又は市ホームページより電子申請。
※登録票は、市ホームページからダウンロードできます。

●3月8日は「国際女性デー」

2022年テーマ：「持続可能な明日に向けて、ジェンダー平等をいま」

女性の権利と政治的・経済的分野への参画を盛り立てていくために、1975年に国連が制定した国際女性デーは、現在では幅広く女性の権利を守る動きへと変わってきています。

国際女性デーをきっかけに、男女平等な社会の実現に向けて考えてみませんか。



●知っていますか -SOGI(ソジ)-

性は「生物学的な性」「性自認」「性的指向」「性表現」の主に4つの要素で構成されています。これは誰もが持っているもので、他者から強制されたり奪われたりするものではありません。

SOGI(ソジ)とは、すべての人の性のあり方を表現した言葉で、一人ひとりのSOGIを尊重する視点や考え方が大切です。性の多様性についての理解を深め、お互いを尊重し合える社会を作っていきましょう。

●男性の家事育児参画応援読本(県)

男性の育休に関するQ&Aや夫婦の家事・育児の分担方法、教育プランを考えるコーナー等が記載されている本です。



【問い合わせ先】

▲県ホームページ

県子育て支援課：099-286-2800

●鹿屋市配偶者暴力相談支援センター

☎ 0994 (31) 1171

◇一般相談（電話相談、来所相談）

月～金 9:00～17:00（土日祝、年末年始除く）

※来所相談の際は事前に電話でご予約ください

◇専門相談 ※事前の予約が必要です

・法律相談 月1回 原則第4火曜日（弁護士）

・配偶者等からの暴力被害者のためのカウンセリング（女性専門家が相談に応じます）

月1回 原則第3火曜日（臨床心理士）

鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL：(0994) 43-2111（内線3171）

FAX：(0994) 31-1170

E-mail：danjyo@city.kanoya.lg.jp



▲男女共同参画推進室ホームページ

